

第5章

大規模小売店舗と その内外事業所別にみた 小売業

大規模小売店舗に関わる統計表は、二次加工編のひとつとして公表・刊行される『立地環境特性別統計編』に掲載しています。この表は、商業統計調査を用いて、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）、いわゆる「大店立地法」に基づく大規模小売店舗に該当する建物内の小売事業所について、再集計して公表するものです。なお、大規模小売店舗の定義は、以下のとおりです。

「大規模小売店舗」とは、一つの建物内の店舗面積の合計が、1000㎡を超える建物です。

店舗面積とは、小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。以下同じ。）を行うための店舗の用に供される床面積をいいます。店舗面積には、売場、ショーウィンド、ショールーム等を含みますが、階段、エスカレータ、エレベータ、売場間通路（売場として利用し得ない通路）及び連絡通路、文化催場、休憩室、便所、事務室・荷扱い所、食堂等の面積は除かれています。

統計表の内容は、店舗面積規模別にみた大規模小売店舗数や、そこに属する大規模小売店舗内事業所の事業所数、従業者数、年間商品販売額を立地環境特性別に掲載しているほか、大規模小売店舗内・外別、都道府県別、立地環境特性別の事業所数、従業者数、年間商品販売額、売場面積、販売効率（単位当たりの年間商品販売額）も掲載しています。

『商業統計表 立地環境特性別統計編』は、（社）経済産業統計協会を発行者として、政府刊行物センターなどで販売しています。